

四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会規則

(趣旨)

第1条 四国地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るための各年度ごとの推進計画（以下「推進計画」という。）について、外部からの意見等を踏まえた不断の見直し及び取組の強化に反映させるため、四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 推進計画に基づく取組状況等について、改善に向けた提言に関すること。
- 二 その他前号に掲げる事務に準ずるものとして必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会に5名以内の委員を置く。

- 2 委員は、職員以外の者であつて、かつ、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある者のうちから、局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任することを妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会の審議は非公開とし、議事の概要は、これを公表するものと

する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、主任監査官において処理する。

附 則

この規則は、平成24年11月12日から施行する。